

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年6月20日

【会社名】 株式会社太陽工機

【英訳名】 TAIYO KOKI CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡辺 登

【本店の所在の場所】 新潟県長岡市西陵町2-2-1番35

【電話番号】 (0258) 42-8808

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 幸田 敏夫

【最寄りの連絡場所】 新潟県長岡市西陵町2-2-1番35

【電話番号】 (0258) 42-8808

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 幸田 敏夫

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号)

1 【提出理由】

当社は、平成20年6月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条に従って、当社の従業員に対して、ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 銘柄

株式会社 太陽工機 第1回 - 新株予約権

(2) 発行数

当社従業員 304個とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という）は、100株とする。ただし、(5)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(3) 発行価格

無償とする。

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式30,400株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当日の終値とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の株価」にそれぞれ読み替えるものとする。

(7) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年7月1日から平成25年6月30日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、定年による退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、に規定する「新株予約権割当契約」に定める条件による。

その他権利行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうち資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 新株予約権の取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社従業員 38名 304個（30,400株）

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合の、当該会社と提出会社との間の関係
当該事項はありません。

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

(14) 募集新株予約権を割り当てる日

平成20年7月25日

(15) 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が前記（8）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。